

更新・失効講習日程表(H27年2月～4月)

三重県

開催日	開始時間	開催地	会場	講習種別	申込締切
2月3日(火)	18:30	三重県鈴鹿市	鈴鹿市文化会館	更新	1/20(火)
2月8日(日)	14:00	三重県四日市市	伊勢湾マリーナ	更新と失効	1/25(日)
2月10日(火)	19:00	三重県津市	三重県総合文化センター	更新	1/27(火)
2月15日(日)	14:00	三重県伊勢市	いせトピア	更新と失効	2/1(日)
2月19日(木)	18:30	三重県松阪市	松阪商工会議所	更新	2/5(木)
2月21日(土)	14:00	三重県津市	伊勢湾海洋スポーツセンター	更新と失効	2/7(土)
2月22日(日)	10:30	三重県津市	マリーナ河芸	更新	2/8(日)
2月22日(日)	10:30	三重県四日市市	伊勢湾マリーナ	更新	2/8(日)
2月24日(火)	18:00	三重県鳥羽市	鳥羽市民文化会館	更新	2/10(火)
3月3日(火)	18:30	三重県鈴鹿市	鈴鹿市文化会館	更新	2/17(火)
3月5日(木)	19:00	三重県津市	三重県総合文化センター	更新	2/19(木)
3月8日(日)	14:00	三重県四日市市	伊勢湾マリーナ	更新と失効	2/22(日)
3月11日(水)	14:00	三重県伊勢市	いせトピア	更新と失効	2/24(火)
3月11日(水)	18:30	三重県伊勢市	いせトピア	更新	2/24(火)
3月19日(木)	18:30	三重県松阪市	松阪商工会議所	更新	3/5(木)
3月21日(土)	14:00	三重県津市	伊勢湾海洋スポーツセンター	更新と失効	3/7(土)
3月22日(日)	10:30	三重県四日市市	伊勢湾マリーナ	更新	3/8(日)
3月24日(火)	14:00	三重県尾鷲市	尾鷲市民文化会館	更新と失効	3/10(火)
3月24日(火)	18:00	三重県鳥羽市	鳥羽市民文化会館	更新	3/10(火)
3月26日(木)	18:30	三重県桑名市	くわなメディアライブ	更新	3/12(木)
4月3日(金)	18:30	三重県鈴鹿市	鈴鹿市文化会館	更新	3/20(金)
4月8日(水)	19:00	三重県津市	三重県総合文化センター	更新	3/24(火)
4月11日(土)	10:30	三重県伊勢市	いせトピア	更新	3/28(土)
4月11日(土)	14:00	三重県伊勢市	いせトピア	更新と失効	3/28(土)
4月12日(日)	14:00	三重県四日市市	伊勢湾マリーナ	更新と失効	3/29(日)
4月12日(日)	18:30	三重県四日市市	伊勢湾マリーナ	更新	3/29(日)
4月14日(火)	18:30	三重県松阪市	松阪商工会議所	更新	3/31(火)
4月19日(日)	14:00	三重県津市	伊勢湾海洋スポーツセンター	更新と失効	4/5(日)
4月21日(火)	18:00	三重県鳥羽市	鳥羽市民文化会館	更新	4/7(火)
4月24日(金)	18:30	三重県津市	マリーナ河芸	更新	4/10(金)
4月26日(日)	18:30	三重県四日市市	伊勢湾マリーナ	更新	4/12(日)

必要書類

	詳細	更新				失効					
		通常	紛失	訂正	紛失・訂正	通常		紛失		訂正	紛失・訂正
料金	—	12,000円	15,000円	15,000円	15,000円	19,000円	19,000円	22,000円	22,000円	22,000円	22,000円
受講申込書	専用の書式に必要事項を記入	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
委任状	専用の書式に必要事項を記載、捺印	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住民票	本籍地記載。講習日より1年以内に発行のもの	—	—	○	○	○	—	○	—	○	○
証明書用写真	縦45mm×横35mm。裏面に氏名・生年月日を記入	3枚	3枚	3枚	3枚	3枚	3枚	3枚	3枚	3枚	3枚
海技免状コピー	ボート免許証表面をA4用紙に等倍コピー	1枚	—	1枚	—	1枚	1枚	—	—	1枚	—
返納確約書	新免許発行までの期間に船舶に乗られる方のみ提出	任意	—	任意	—	—	—	—	—	—	—
減失願末書	専用の書式に紛失理由を記入	—	○	—	○	—	—	○	○	—	○
身分証明書	身分証明書のコピー ●運転免許証(両面) ●パスポート など	—	○	—	○	—	—	○	○	—	○

新免許証とは、平成15年6月1日以降に発行の免許証のことをいいます。

免許証の記載内容(氏名・本籍・現住所)に変更がある場合は、更新(失効)の手続きと同時に訂正申請が必要になります。

講習日は、予告なく変更・中止になる場合がございますのでご了承ください。(中止の場合は事前にご連絡します)

更新講習は、有効期限の10日前までに受講して下さい。(受講できない場合には、有効期限内であっても失効となります)